知事部局 労働委員会事務局 収用委員会事務局

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程(昭和41年岩手県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第4条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもつ 第4条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもっ て組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部総務事務 センター所長(以下「所長」という。)をもって充て、委員 は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基 づき知事が任命する。

改正前

- $(1)\sim(3)$ 「略]
- (4) 岩手県盛岡保健所長
- (5)・(6) 「略]
- 2 3 「略]

(組織)

(組織)

第10条 [略]

- 2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、保健福祉部障害 2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、保健福祉部障害 保健福祉課総括課長及び総務事務センター所長をもって充て るほか、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 「略]

(総括安全衛生副管理者)

第14条 労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号。以下「省 | 第14条 労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号。以下 「省 令」という。) 第3条の規定による総括安全衛生管理者の代 理者は、所長をもって充てる。

2 「略]

(産業医)

- 第16条 産業医は、本庁にあっては知事が任命する者を、出先|第16条 産業医は、本庁にあっては知事が任命する者を、出先 機関(職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。) にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の 所長をもって充てる。
- 2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲 2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲 げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。
 - (1) 本庁の産業医 本庁及び労働委員会事務局

(組織)

て組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部総務事務 センター所長(以下「センター所長」という。)をもって充 て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の 推薦に基づき知事が任命する。

改正後

- $(1)\sim(3)$ 「略]
- (4) 岩手県県央保健所長
- (5)・(6) 「略]
- 2 3 「略]

(組織)

第10条 [略]

- 保健福祉課総括課長及びセンター所長をもって充てるほか、 学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 「略]

(総括安全衛生副管理者)

令」という。) 第3条の規定による総括安全衛生管理者の代 理者は、センター所長をもって充てる。

2 「略]

(産業医)

- 機関(職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。) にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の 所長(盛岡市に所在する出先機関にあっては、岩手県県央保 健所長)をもって充てる。
- げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。
- (1) 本庁の産業医 本庁、労働委員会事務局及び収用委員 会事務局

(2) 保健所長である産業医 当該保健所の所管区域内に所 在する出先機関

(安全衛生管理事務主任)

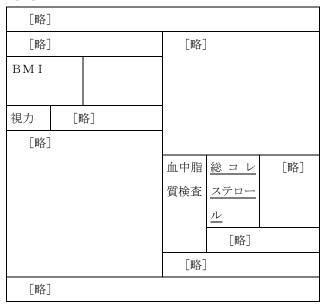
第18条 [略]

2 前項の安全衛生管理事務主任は、センターの安全衛生担当 2 前項の安全衛生管理事務主任は、センターの安全衛生担当 の主任主査又は主査並びに保健所の庶務を担当する課の長、 岩手県一関保健所大東支所長及び岩手県花巻保健所遠野支所 の保健福祉環境課長をもって充てる。

3 • 4 「略]

様式第5号(第46条関係)

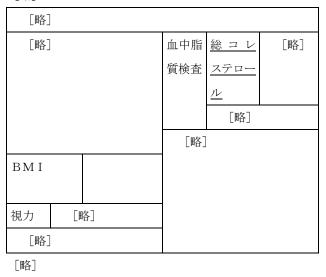
[略]



「略]

様式第17号(第55条関係)

「略]



- (2) 保健所長 (岩手県県央保健所長を除く。) である産業 医 当該保健所の所管区域内に所在する出先機関
- (3) 岩手県県央保健所長である産業医 当該保健所の所管 区域内及び盛岡市内に所在する出先機関

(安全衛生管理事務主任)

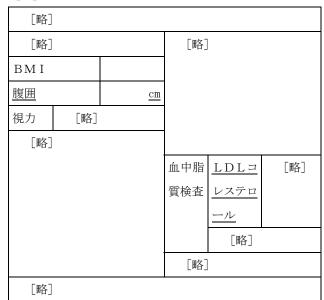
第18条 [略]

の主任主査又は主査及び保健所の庶務を担当する課の長をも って充てる。

3 • 4 「略]

様式第5号(第46条関係)

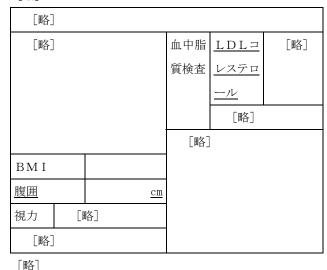
[略]



[略]

様式第17号(第55条関係)

「略]



備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の職員安全衛生管理規程様式第5号及び様式第17号は、この訓令の施行の日以後に行う健康診断について適用し、同日前に行った健康診断については、なお従前の例による。